

契約書(案)

- 1 業務名 那珂川市公共施設電力需給
- 2 使用期間 自 令和7年10月1日
至 令和8年9月30日
- 3 需要場所 那珂川市役所本庁舎、那珂川南中学校、安徳南小学校、那珂川市保健センター、那珂川中学校、片縄小学校、南畑小学校、岩戸小学校、那珂川北中学校、安徳小学校、岩戸北小学校、那珂川市中央公民館、那珂川市市民体育館、安徳北小学校、ふれあいこども館、那珂川市療育センター、華石苑、那珂川市福祉センター、ミリカローデン那珂川、那珂川市屋内プール、エコピア・なかがわ、五ヶ山水源公園記念公園、西畑野球場照明施設、那珂川南中学校運動場夜間照明施設、クリーンセンターなかがわ、中央保育所
- 4 契約単価 基本料金 ●●円/kW(消費税及び地方消費税を含む)
使用料金
夏季 ●●円/kWh(消費税及び地方消費税を含む)
その他季 ●●円/kWh(消費税及び地方消費税を含む)

5 契約保証金

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号
代表者 那珂川市長 武末 茂喜 印

受注者 住所
商号又は名称
代表者 印

(契約の目的)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき発注者の那珂川市公共施設で使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価(以下「電気料金」)を支払うものとする。

(契約金額)

第2条 受注者の発電費用等の変動やその他やむを得ない事由により、契約金額の改定を必要とするときは、発注者、受注者協議の上、これを改定することができる。

(権利義務の譲渡等)

第3条 発注者は、本契約によって生じる権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。但し、発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。

(使用電力量の増減)

第4条 予定使用電力量は、発注者の都合により変動することができるものとする。

(契約電力)

第5条 契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。但し、施設毎の最大需要電力が500kW 以上となる場合は、発注者、受注者協議の上、契約電力を決定する。

(使用電力量の検針)

第6条 毎月の電力量の検針日は、発注者、受注者協議の上で定めるものとし、受注者は、検針日に電力量計に記録された指示数の読みにより使用電力量を算定する。

2 前項の使用電力量は、発注者の確認を受けて確定するものとする。

(電気料金の算定)

第7条 電気料金は、基本料金及び使用量料金の合計額から割引料金を引いた額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とする。

2 受注者は、力率の変動に従い、基本料金の請求額を変動させることができる。

3 使用量料金は、前条第1項の規定により読み取った1ヶ月(前月の計量日から当月の計量日前日までの期間をいう。)の使用電力量に使用量料金単価を乗じて得た額とする。但し、一般電気事業供給約款料金算定規則(平成11年通商産業省令第105号)に定める燃料費調整制度に準じて使用量料金を変動させることができるものとし、燃料費調整を行う場合は、算定方法について、受注者の定める電気需給約款(九州電力管内)(以下、「電気需給約款」という)に基づき、定めるものとする。

4 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく賦課金は、電気需給約款によるものとする。

5 消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正による消費税率の変動があった場合は、相当額を加減して契約単価を算出する。

(電気料金の支払い)

第8条 受注者は、前条の規定により算定された額を受注者が定める任意の様式により1月ごとに請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定により請求があったときは、請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。但し、請求書に「支払い期日」があるときは、この限りではない。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、前項に規定した期日までに電気料金が支払われない場合に

においては、遅延日数に応じ、支払い金額に対し、年2.5%の割合で算定した金額(円未満の端数切捨て)を遅延利息として受注者に支払うものとする。

(支払方法)

第9条 前条の規定による電気料金の支払いは、納付書によるものとする。

(契約解除)

第10条 発注者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 受注者が天災その他不可抗力により電力の供給をする見込みがないと認めるとき。
- (2) 受注者が正当な理由により解約を申し出たとき。
- (3) 本契約の履行に関し、受注者またはその使用人等に不正の行為があったとき。
- (4) 前3号に定めるものの他、受注者が本契約条項に違反したとき。

2 受注者は、前項第3号または第4号の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

3 受注者は、第1項第3号または第4号の規定により契約を解除されたときは、当該日から契約期間満了までに係る契約電力及び予定使用電力量に対し、第7条の規定に基づき算定した額の10%に相当する額を、違約金として発注者に支払わなければならない。但し、当該違約金の徴収は、当該契約解除により発注者が被った損害の賠償請求を妨げない。

第11条 発注者は、次のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令(以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。)を受け、同法第49条第7項の規定により当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者が、独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令(以下この号及び次項において単に「納付命令」という。)を受け、同法第50条第5項の規定により当該納付命令が確定したとき。
- (3) 受注者が、独占禁止法第66条第1項の規定による却下の審決、同条第2項の規定による棄却の審決または同条第3項の規定による原処分の一部取消しもしくは変更の審決(この契約に係る部分の全部の取消しをし、または当該取消しに相当する原処分の変更をする審決を除く。)を受け、当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項の期間内に提起せず、これらの審決が確定したとき。
- (4) 受注者が、独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却または却下の審決が確定したとき。
- (5) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員または使用人を含む。)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6もしくは第198条または独占禁止法第89条第1項もしくは第95条第1項第1号の規定による刑に処されたとき。

2 発注者は、排除措置命令または納付命令が受注者でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、この契約に関し受注者の独占禁止法第3条または第8条第1号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令または当該命令に係る審決もしくは判決が確定したとき(前項第1号

から第4号までに規定する確定をしたときをいう。)は、契約を解除することができる。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前2項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第12条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員またはその支店もしくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。以下同じ。)が、集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。

(2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者または暴力団関係者が経営もしくは運営に実質的に関与していると認められる法人もしくは組合等または暴力団もしくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人もしくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者または暴力団関係者が経営もしくは運営に実質的に関与していると認められる法人もしくは組合等に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与していると認められるとき。

(4) 前3号の他、役員等が、暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 受注者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

(予算の減額等による契約解除等)

第13条 本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に基づく長期継続契約であり、発注者は、翌年度以降において本契約に係る歳出予算に減額または削除があった場合は、本契約を解除または変更することができる。

2 前項の規定により本契約を解除または変更する場合は、発注者は、契約を解除または変更しようとする年度開始日の2月前までに、受注者に書面をもって通知するものとする。

3 前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

(契約解除後の処理)

第14条 契約を解除した場合には、第1条に規定する義務は消滅する。

2 契約を解除した際、発注者が既に電力の供給を受けている場合には、基本料金は、本契約で定める額を契約解除した日までの日数に基づき、日割りで算出した額とし、その他の電気料金は、契約解除の日までに使用した電力量に基づき算出して得た合計額から割引料金を引いた額(当該金額に円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額)とし、第8条の例により、発注者は受注者に支払うものとする。

(守秘義務)

第15条 受注者は、本業務遂行にあたり、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。

2 発注者及び受注者は、本契約の締結により知り得た相手方の情報を開示する場合は、事前にその内容を相手方に通知するものとする。

(その他)

第16条 本契約の条項について疑義があるときまたは本契約条項に定めのない事項は、受注者の定める電気需給約款に基づき、発注者、受注者協議の上で決定する。

2 この契約に係る訴訟の提起または調停の申し立てについては、福岡地方裁判所とする。

令和7年10月から令和8年9月期間中の予定金額

年月	契約電力量	基本料金	使用電力量	季節区分	使用料金	電気料金(税込)	電気料金(税抜)
令和7年10月	3,620kW		372,355kWh	その他季		円	
11月	3,620kW		342,896kWh	その他季		円	
12月	3,620kW		469,492kWh	その他季		円	
令和8年1月	3,620kW		511,219kWh	その他季		円	
2月	3,620kW		528,809kWh	その他季		円	
3月	3,620kW		423,551kWh	その他季		円	
4月	3,620kW		293,350kWh	その他季		円	
5月	3,620kW		336,504kWh	その他季		円	
6月	3,620kW		449,003kWh	その他季		円	
7月	3,620kW		595,776kWh	夏季		円	
8月	3,620kW		487,832kWh	夏季		円	
9月	3,620kW		569,078kWh	夏季		円	
合計			5,379,865kWh			円	円

基本料金単価		円/kW
力率		100%
電力量単価	夏季	円/kWh
	その他季	円/kWh

- ・基本料金 = 基本料金単価 × 契約電力量 × 力率調整率(85%)
- ・使用料金 = 使用電力調整率(100%) × 使用電力量 × 電力量単価
- ・電力量の単価 : 7月~9月は夏季料金、10月~6月はその他季料金
- ・電気料金(請求額) = 基本料金 + 使用料金

那珂川市公共施設電力需要仕様書

1. 概 要

(1) 需要場所

	施設名称	所在地	一般電気事業者 での契約種別
①	那珂川市役所本庁舎	那珂川市西隈 1 丁目 1 番 1 号	業務用電力 A
②	那珂川南中学校	那珂川市上梶原 1 丁目 2 番 1 号	業務用電力 A
③	安徳南小学校	那珂川市上梶原 1 丁目 1 番 1 号	業務用電力 A
④	那珂川市保健センター	那珂川市西隈 1 丁目 8 番 1 号	業務用電力 A-I
⑤	那珂川中学校	那珂川市仲 3 丁目 19 番 1 号	業務用電力 A
⑥	片縄小学校	那珂川市片縄北 1 丁目 15 番 1 号	業務用電力 A
⑦	南畑小学校	那珂川市大字埋金 530 番地 1	業務用電力 A
⑧	岩戸小学校	那珂川市西隈 2 丁目 6 番 43 号	業務用電力 A
⑨	那珂川北中学校	那珂川市片縄西 3 丁目 26 番 1 号	業務用電力 A
⑩	安徳小学校	那珂川市松木 2 丁目 134 番地	業務用電力 A-I
⑪	岩戸北小学校	那珂川市恵子 1 丁目 1 番地 1	業務用電力 A
⑫	那珂川市中央公民館	那珂川市後野 1 丁目 5 番 1 号	業務用電力 A
⑬	那珂川市市民体育館	那珂川市恵子 4 丁目 1 番 1 号	業務用電力 A
⑭	安徳北小学校	那珂川市五郎丸 1 丁目 11 番地	業務用電力 A
⑮	ふれあいこども館	那珂川市仲 2 丁目 5 番 2 号	業務用電力 A
⑯	那珂川市療育センター	那珂川市松木 2 丁目 207 番地	業務用電力 A-I
⑰	華石苑	那珂川市大字上梶原 529 番地 43	業務用電力 A
⑱	那珂川市福祉センター	那珂川市西隈 1 丁目 1 番 2 号	業務用電力 A
⑲	ミリカローデン那珂川	那珂川市仲 2 丁目 5 番 1 号	業務用休日 エコノミー電力 A
⑳	那珂川市屋内プール	那珂川市仲 2 丁目 6 番 1 号	負荷率別契約
㉑	エコピア・なかがわ	那珂川市大字安徳 61 番地 18	産業用電力 A-I
㉒	五ヶ山水源公園記念公園	那珂川市大字五ヶ山 1397 番地 46	業務用電力 A
㉓	西畑野球場照明施設	那珂川市大字西畑 1379 番地	業務用電力 A-I
㉔	那珂川南中学校運動場夜間 照明施設	那珂川市上梶原 1 丁目 2 番 1 号	業務用電力 A-I
㉕	クリーンセンターなかがわ	那珂川市大字山田 848 番地 5	産業用電力 A
㉖	中央保育所	那珂川市東隈 3 丁目 13-1	業務用電力 A-I

(2) 用途 官公庁・学校等

2. 仕 様

(1) 電力供給条件

- | | |
|----------|----------|
| ① 供給電気方式 | 交流3相3線式 |
| ② 標準電圧 | 6,600[V] |
| ③ 計量電圧 | 6,600[V] |
| ④ 受電方式 | 1回線 |

(2) 契約電力・予定使用電力量等

- ① 使用期間中の月別予定契約電力は、別紙-4 ①のとおり。
(契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。)
- ② 使用期間中の予定総使用電力量 5,379,865[kWh]
(月別予定使用電力量は、別紙-4 ①のとおり。)
- ③ 令和6年4月から令和7年3月までの最大需要電力及び契約電力、力率の月別実績値は、別紙-4 ②のとおり。

(3) 使用期間

令和7年10月1日0:00から令和8年9月30日24:00まで

(4) 電力計の検針

自動検針装置	有り
電力会社の検針方法	自動

(5) 需給地点

構内柱上の区分用開閉器電源側接続点

(6) 計量地点

構内柱に電力会社が設置した VCT 電源側接続点

(7) 保安責任分界点

需給地点に同じ

(8) 財産分界点

需給地点に同じ。但し、電力会社が設置した計量装置は電力会社の所有とする。

(9) 燃料価格について

燃料価格は、九州地区の一般電気事業者が令和7年4月に定めた平均燃料価格を元に定めるものとする。

契約後に燃料価格が変動した場合は、九州地区の一般電気事業者が定める燃料費調整単価により電気料金に反映するものとする。

3. その他

(1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、九州地区の一般電気事業者の定める特定規模需要標準供給条件並びに特定規模需要選択供給条件による。

(2) 電気料金の請求については、施設ごとに請求を行うこと。

① 令和6年4月から令和7年3月までの月別使用電力量及び最大需要電力

【別紙-4 ①】

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総電力量	契約電力	力率
那珂川市役所本庁舎	使用電力量(kWh)	29,441	31,050	37,090	49,861	52,704	47,400	34,472	30,104	39,923	41,066	39,128	36,710	468,949	214	100
	最大需要電力(kW)	137	148	166	196	203	206	164	142	175	193	214	179			
那珂川南中学校	使用電力量(kWh)	10,672	13,129	19,346	30,682	19,087	24,752	13,750	12,511	17,949	22,502	23,690	14,510	222,580	164	100
	最大需要電力(kW)	40	78	107	159	163	146	97	85	130	152	155	105			
安徳南小学校	使用電力量(kWh)	13,895	18,043	27,878	34,121	15,648	34,978	20,215	17,869	22,108	28,764	30,416	20,764	284,699	222	100
	最大需要電力(kW)	98	124	187	214	215	222	180	143	205	205	211	174			
那珂川市保健センター	使用電力量(kWh)	2,320	2,257	2,648	4,770	5,081	4,570	2,673	2,669	4,300	4,643	4,315	3,466	43,712	55	100
	最大需要電力(kW)	13	12	20	55	45	43	16	23	40	46	41	29			
那珂川中学校	使用電力量(kWh)	10,672	14,923	21,612	30,979	19,912	29,430	16,349	12,331	19,382	24,025	23,534	16,082	239,231	148	100
	最大需要電力(kW)	48	80	118	133	133	129	104	71	123	125	124	122			
片縄小学校	使用電力量(kWh)	11,438	14,948	26,679	30,316	14,357	32,309	19,507	17,090	21,663	24,703	24,730	16,658	254,398	173	100
	最大需要電力(kW)	64	98	154	160	170	173	134	100	145	160	157	149			
南畑小学校	使用電力量(kWh)	5,840	6,431	8,564	9,959	4,946	11,770	7,333	6,727	8,357	10,610	11,569	7,564	99,670	85	100
	最大需要電力(kW)	47	56	76	82	82	85	65	56	77	85	85	79			
岩戸小学校	使用電力量(kWh)	6,949	8,517	13,550	13,889	10,577	17,126	9,089	10,081	12,449	15,292	14,228	12,247	143,994	106	100
	最大需要電力(kW)	46	72	90	101	101	106	94	71	92	100	102	95			
那珂川北中学校	使用電力量(kWh)	21,389	32,842	38,135	46,426	36,062	46,243	29,288	22,011	29,669	34,567	31,901	25,640	394,173	191	100
	最大需要電力(kW)	84	100	155	163	191	186	128	114	154	158	161	154			
安徳小学校	使用電力量(kWh)	10,803	12,226	19,024	25,526	11,078	22,125	13,852	12,700	15,149	18,362	18,640	13,588	193,073	158	100
	最大需要電力(kW)	65	83	113	152	158	152	104	70	122	136	133	113			
岩戸北小学校	使用電力量(kWh)	14,845	17,306	26,161	35,683	18,010	34,781	20,085	18,974	22,614	25,315	25,809	18,648	278,231	248	100
	最大需要電力(kW)	86	127	179	248	216	240	143	115	169	172	178	155			
那珂川市中央公民館	使用電力量(kWh)	6,835	7,342	9,650	13,927	12,773	11,870	8,288	7,299	9,760	10,714	10,765	8,965	118,188	56	100
	最大需要電力(kW)	26	49	47	55	54	49	43	35	46	47	49	44			
那珂川市市民体育館	使用電力量(kWh)	8,620	8,801	15,604	22,664	22,765	20,895	9,665	8,803	10,109	10,742	10,991	10,141	159,800	129	100
	最大需要電力(kW)	83	61	71	97	96	82	80	56	125	116	123	99			
安徳北小学校	使用電力量(kWh)	15,285	19,482	31,874	34,449	16,618	36,327	21,049	19,389	25,382	32,665	34,207	24,107	310,834	251	100
	最大需要電力(kW)	98	139	218	246	241	251	185	192	224	236	241	205			
ふれあいこども館	使用電力量(kWh)	3,058	3,476	5,488	10,027	11,207	8,662	4,110	3,862	7,757	9,011	9,761	6,132	82,551	74	100
	最大需要電力(kW)	20	31	38	68	58	56	26	41	55	64	67	55			
那珂川市療育センター	使用電力量(kWh)	2,125	2,273	2,861	4,204	5,182	4,249	2,443	2,498	4,311	5,515	4,738	3,367	43,766	60	100
	最大需要電力(kW)	20	16	41	43	53	50	27	21	39	53	60	32			
華石苑	使用電力量(kWh)	4,627	4,381	5,350	8,601	9,659	7,865	4,268	6,035	9,081	10,698	9,596	7,987	88,148	77	100
	最大需要電力(kW)	43	48	52	74	77	70	44	52	72	75	72	67			
福祉センター	使用電力量(kWh)	10,116	10,204	11,666	18,025	19,838	16,637	11,111	11,728	15,427	17,442	19,399	15,478	177,071	120	100
	最大需要電力(kW)	43	33	61	97	120	83	49	58	80	83	97	91			
ミカローデン那珂川	使用電力量(kWh)	21,744	29,851	46,294	65,192	68,958	61,373	49,225	31,288	46,622	46,560	51,247	43,524	561,878	409	100
	最大需要電力(kW)	175	238	241	313	331	270	263	257	264	274	283	259			
屋内プール	使用電力量(kWh)	47,418	44,554	41,660	48,060	46,705	41,693	39,818	52,922	79,079	66,995	82,423	75,038	666,365	218	100
	最大需要電力(kW)	161	121	126	141	136	125	113	173	194	185	193	181			
エコピア・なかかわ	使用電力量(kWh)	10,107	9,538	11,758	21,373	23,834	20,188	11,605	10,816	16,274	17,578	17,708	14,345	185,124	127	100
	最大需要電力(kW)	58	47	88	109	118	116	79	54	110	110	115	101			
五ヶ山水源公園記念公園	使用電力量(kWh)	8,428	8,585	9,796	14,608	20,879	15,036	8,600	8,796	11,661	12,186	10,064	9,668	138,307	67	100
	最大需要電力(kW)	33	37	41	58	63	59	33	41	59	55	56	55			
西畑野球場照明施設	使用電力量(kWh)	1,939	2,386	1,436	2,294	1,701	726	1,048	1,682	2,173	1,814	1,892	2,227	21,318	109	100
	最大需要電力(kW)	0	106	106	103	101	101	107	107	106	103	104	105			
那珂川中学校運動場照明施設	使用電力量(kWh)	1,955	957	1,058	1,422	996	942	808	1,042	842	807	953	694	12,476	71	100
	最大需要電力(kW)	70	70	70	70	70	70	70	70	70	71	70	71			
グリーンセンターなかかわ	使用電力量(kWh)	7,378	7,558	7,201	7,386	7,726	7,501	7,522	7,764	8,155	8,383	7,564	8,194	92,332	25	100
	最大需要電力(kW)	22	20	20	22	20	21	19	20	20	23	25	21			
中央保育所	使用電力量(kWh)	5,451	5,444	6,620	11,332	11,529	9,630	6,182	5,905	9,296	10,260	9,541	7,807	98,997	63	100
	最大需要電力(kW)	29	30	39	60	63	63	40	35	56	59	63	52			
合計		293,350	336,504	449,003	595,776	487,832	569,078	372,355	342,896	469,492	511,219	528,809	423,551	5,379,865	3,620	

※ 入札書に記入する契約期間中の電気料金総額は、上表の予定使用電力量と予定最大需要電力を用いてください。

③ 令和6年4月から令和7年3月までの時刻別使用電力量月別実績値(kWh) 【別紙-4 ③】

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
那珂川市役所本庁舎	8~22時	23,018	24,515	30,397	42,285	44,778	40,412	27,938	23,644	32,700	33,709	32,154	29,474
	22~8時	6,423	6,535	6,693	7,576	7,926	6,988	6,534	6,460	7,223	7,357	6,974	7,236
那珂川南中学校	8~22時	8,023	10,305	16,014	25,843	14,955	21,680	10,996	9,820	15,009	19,317	20,095	11,480
	22~8時	2,649	2,824	3,332	4,839	4,132	3,072	2,754	2,691	2,940	3,185	3,595	3,030
安徳南小学校	8~22時	11,045	15,001	23,341	28,988	12,346	30,753	16,751	14,807	18,502	24,258	25,767	16,887
	22~8時	2,850	3,042	4,537	5,133	3,302	4,225	3,464	3,062	3,606	4,506	4,649	3,877
那珂川市保健センター	8~22時	1,664	1,612	2,007	4,017	4,354	3,916	2,009	2,010	3,542	3,795	3,561	2,755
	22~8時	656	645	641	753	727	654	664	659	758	848	754	711
那珂川中学校	8~22時	7,884	10,866	16,985	25,729	15,080	24,416	12,332	9,252	15,672	20,129	19,856	12,695
	22~8時	2,788	4,057	4,627	5,250	4,832	5,014	4,017	3,079	3,710	3,896	3,678	3,387
片縄小学校	8~22時	8,547	11,427	20,388	23,709	10,593	26,487	14,428	12,268	16,489	19,296	20,160	12,667
	22~8時	2,891	3,521	6,291	6,607	3,764	5,822	5,079	4,822	5,174	5,407	4,570	3,991
南畑小学校	8~22時	4,296	4,841	6,972	8,129	3,255	9,761	5,693	5,153	6,602	8,612	9,248	5,788
	22~8時	1,544	1,590	1,592	1,330	1,691	2,009	1,640	1,574	1,755	1,998	2,321	1,776
岩戸小学校	8~22時	6,786	8,349	10,521	12,783	6,718	15,366	8,958	8,252	10,732	12,904	13,708	10,361
	22~8時	2,312	2,452	2,465	2,813	2,625	2,845	2,511	2,322	2,685	2,804	2,596	2,604
那珂川北中学校	8~22時	16,999	23,856	29,446	37,347	27,365	37,125	22,777	17,975	25,388	29,924	27,504	21,456
	22~8時	4,390	8,986	8,689	9,079	8,697	9,118	6,511	4,036	4,281	4,643	4,397	4,184
安徳小学校	8~22時	7,664	8,854	14,161	19,306	7,308	17,981	10,275	9,312	11,415	14,166	14,628	9,833
	22~8時	3,139	3,372	4,863	6,220	3,770	4,144	3,577	3,388	3,734	4,196	4,012	3,755
岩戸北小学校	8~22時	11,166	13,470	20,827	28,319	13,334	29,406	15,909	14,804	17,726	19,505	19,859	13,668
	22~8時	3,679	3,836	5,334	7,364	4,676	5,375	4,176	4,170	4,888	5,810	5,950	4,980
那珂川市中央公民館	8~22時	6,116	6,641	8,911	13,232	12,045	11,252	7,660	6,566	8,968	9,826	10,006	8,172
	22~8時	719	701	739	695	728	618	628	733	792	888	759	793
那珂川市市民体育館	8~22時	7,764	7,916	14,773	21,711	21,656	20,081	8,699	7,872	9,083	9,667	9,656	8,990
	22~8時	856	885	831	953	1,109	814	966	931	1,026	1,075	1,335	1,151
安徳北小学校	8~22時	11,420	15,139	25,241	28,468	12,360	31,302	16,614	15,296	20,818	26,510	28,515	19,087
	22~8時	3,865	4,343	6,633	5,981	4,258	5,025	4,435	4,093	4,564	6,155	5,692	5,020
ふれあいこども館	8~22時	2,346	2,770	4,768	9,250	10,399	7,939	3,348	3,119	6,930	8,173	8,978	5,307
	22~8時	712	706	720	777	808	723	762	743	827	838	783	825
那珂川市療育センター	8~22時	1,459	1,592	2,216	3,616	4,607	3,678	1,751	1,755	3,394	4,332	3,845	2,456
	22~8時	666	681	645	588	575	571	692	743	917	1,183	893	911
華石苑	8~22時	4,030	3,659	4,742	7,811	8,775	7,187	3,552	5,295	8,310	10,006	8,838	7,314
	22~8時	597	722	608	790	884	678	716	740	771	692	758	673
福祉センター	8~22時	7,935	7,989	9,530	15,577	17,228	14,269	8,897	9,555	13,171	15,260	17,096	13,190
	22~8時	2,181	2,215	2,136	2,448	2,610	2,368	2,214	2,173	2,256	2,182	2,303	2,288
ミリカローデン那珂川	8~22時	17,500	25,565	42,170	59,035	62,801	56,448	45,058	27,522	42,214	41,438	46,123	38,777
	22~8時	4,244	4,286	4,124	6,157	6,157	4,925	4,167	3,766	4,408	5,122	5,124	4,747
屋内プール	8~22時	31,919	30,769	30,618	37,161	36,522	32,316	30,630	37,227	53,151	44,004	53,818	48,317
	22~8時	15,499	13,785	11,042	10,899	10,183	9,377	9,188	15,695	25,928	22,991	28,605	26,721
エコピア・なかがわ	8~22時	7,223	6,683	8,760	17,484	19,658	16,405	8,460	7,869	12,777	13,637	13,792	10,617
	22~8時	2,884	2,855	2,998	3,889	4,176	3,783	3,145	2,947	3,497	3,941	3,916	3,728
五ヶ山水源公園記念公園	8~22時	6,274	6,273	7,447	10,942	15,650	11,952	6,501	6,946	10,255	10,826	8,894	8,380
	22~8時	2,154	2,312	2,349	3,666	5,229	3,084	2,099	1,850	1,406	1,360	1,170	1,288
西畑野球場照明施設	8~22時	1,790	2,276	1,322	2,175	1,588	607	829	1,430	2,042	1,700	1,785	2,105
	22~8時	149	110	114	119	113	119	219	252	131	114	107	122
那珂川南中学校運動場夜間照明施設	8~22時	1,932	951	1,041	1,408	988	935	801	1,035	837	801	948	689
	22~8時	23	6	17	14	8	7	7	7	5	6	5	5
クリーンセンターなかがわ	8~22時	4,339	4,490	4,292	4,418	4,731	4,549	4,478	4,618	4,874	5,026	4,567	4,895
	22~8時	3,039	3,068	2,909	2,968	2,995	2,952	3,044	3,146	3,281	3,357	2,997	3,299
中央保育所	8~22時	4,122	4,115	5,286	9,768	9,959	8,193	4,811	4,559	7,532	8,446	7,854	6,193
	22~8時	1,329	1,329	1,334	1,564	1,570	1,437	1,371	1,346	1,764	1,814	1,687	1,614